

## 令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、将来にわたって活力ある山形県を創り、本県産業を担う高度外国人材の卵である留学生の学習効果の向上と県内就職の促進を目的として、本県に設置されている大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）、専修学校の専門課程、及び法務大臣の告示をもって定める日本語教育機関（以下「大学等」という。）に在籍する私費外国人留学生に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付型の奨学金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者で、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

### (受給資格)

第3条 奨学金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 私費外国人留学生であって、山形県内に在住する者であること。
- (2) 申請時点で次のいずれかに該当する者であること。ただし、4年制大学に在籍する2年次以下の学生、研究生、聴講生、科目等履修生、交換留学生及び短期留学生を除く。
  - イ 大学等に正規生として在籍する者
  - ロ 大学等が外国人留学生のために設置している留学生別科に在籍する者
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 交付を決定した年度の最終月（3月）まで引き続き在学を予定している者
  - ロ 交付を決定した年度中に卒業（修了）見込みであり、卒業（修了）の月まで在学を予定している者
- (4) 日本国政府、外国政府、地方自治体及び民間団体等のいずれからも、奨学金又はこれに類するもの（授業料免除を除く。）が給付又は貸与されていない者であること。
- (5) 学業・人物ともに優れ、学習意欲や県内就職への意欲が豊富で、かつ、学業を継続する上で経済的援助を必要とし、奨学金を受給することで学習の効果の向上等が一層図れるとして大学等の長が推薦する者であること。
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 本県に就職する意思があり、県内に勤務地がある企業（以下「県内企業」という。）へ就職活動若しくは就職準備活動（以下「就職活動等」という。）を行っている者又は行う意思を有する者
  - ロ 県内企業への就職が内定したことにより就職活動を終了し、卒業後も県内企業への就職を予定している者

(7) 申請時点で次の全てに該当する者であること。

イ 受給期間が24ヵ月未満であること。

ロ 受給決定回数が2回未満であること。

(交付金額、交付人数及び交付期間)

第4条 奨学金の交付金額は、次のとおりとする。

(1) 日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生 月額1万円

(2) 日本語教育機関以外の大学等に在籍する私費外国人留学生 月額2万円

2 奨学金の交付人数は、予算の範囲内とする。

3 奨学金の交付期間は、交付を決定した年度の4月から翌年の3月までの間で、3か月を単位とする必要な期間とする。

(推薦依頼人数の決定)

第5条 知事は、大学等の私費外国人留学生の受給希望人数等をもとに大学等ごとの推薦依頼人数を決定し、大学等の長に通知するものとする。

(奨学金の交付申請及び推薦)

第6条 奨学金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を在籍する大学等の長に提出するものとする。

(1) 交付申請書（様式第1号）

(2) 在留資格が確認できるものの写し

(3) 口座振替申出書（様式第2号）

(4) 意向調査票（様式第3号）

2 大学等の長は、前項の規定による申請があった場合、第3条に基づき、学内の選考を経て、知事が前条により通知した推薦依頼人数内で受給候補者を決定し、知事が別に定める日までに、前項各号に掲げる書類を添えて受給候補者推薦書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(受給者の決定)

第7条 知事は、前条の規定により推薦があった者について審査を行い、受給者を決定する。

2 知事は、受給者を決定したときは、交付決定通知書（様式第5号）により、大学等の長を通じ、申請者あて通知するものとする。

(報告)

第8条 受給者は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで、1月から3月までの区分による期間（以下、4月から6月までを「第1四半期」、7月から9月までを「第2四半期」、10月から12月までを「第3四半期」、1月から3月までを「第4四

半期」という。)ごとに、就職活動等実績報告書(様式第6号)を、第1四半期及び第2四半期については第3四半期の初日から3日以内に、第3四半期及び第4四半期については当該四半期の翌四半期の初日から3日以内に、大学等の長に提出しなければならない。

- 2 大学等の長は、前項の規定により就職活動等実績報告書の提出を受けたときは、受給者の報告内容と在籍状況を確認の上、速やかに知事に送付しなければならない。
- 3 県内企業への就職が内定したことにより就職活動を終了した者は、就職活動終了報告書(様式第7号)を、速やかに、大学等の長を経由して知事に提出しなければならない。

#### (奨学金の交付)

- 第9条 知事は、前条第1項の規定により提出された報告書を審査の上、原則として、第1四半期及び第2四半期分の奨学金を第3四半期の最初の月の末日まで、第3四半期及び第4四半期分の奨学金を当該四半期の翌四半期の最初の月の末日までに交付するものとする。
- 2 前項の規定による奨学金の交付は、原則として、受給者が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとする。

#### (奨学金交付の停止及び再開)

- 第10条 知事は、受給者の就職活動等の状況が低調であると認める場合には、奨学金の交付を停止することができる。
- 2 知事は、前項の規定により奨学金の交付の停止を決定したときは、交付停止通知書(様式第8号)により、大学等の長を通じ、受給者あて通知するものとする。
  - 3 知事は、第1項の規定により奨学金の交付を停止した受給者の就職活動等の状況が低調でなくなったと認める場合には、奨学金の交付を再開することができる。

#### (届出)

- 第11条 大学等の長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、受給者に係る届出書(様式第9号)を、速やかに、知事に届け出なければならない。
- (1) 奨学金の交付の辞退を申し出たとき
  - (2) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき
  - (3) 第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさないものと認めるとき(県外企業に就職が内定したことにより、就職活動を終了する場合を含む。)
  - (4) 退学し、転学し、休学し、又は停学の処分を受けたとき
  - (5) 理由なく長期にわたって講義を欠席したとき
  - (6) その他受給者としてふさわしくない事実があったとき

#### (奨学金交付の打ち切り)

- 第12条 知事は、前条の規定による届出があったときは、奨学金の交付を打ち切ることができる。

2 知事は、前項の規定により奨学金の交付の打切りを決定したときは、交付打切り通知書（様式第10号）により、大学等の長を通じ、受給者あて通知するものとする。

（奨学金の返納）

第13条 知事は、第11条の届出書により、受給者が同条各号のいずれかに該当することが遡って判明した場合、既に交付した奨学金の全部又は一部を返納させることができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

山形県私費外国人留学生奨学金  
交付申請書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

大学等名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金の交付を受けたいので、令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

氏名	(フリガナ) (漢字) (ローマ字)
生年月日	西暦 年 月 日生まれ ( 歳)
性別 (該当区分にチェック✓)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他
出身地	国名(地域): (出身省、県又は州: )
現住所	〒 ( <input type="checkbox"/> 学校の寮 <input type="checkbox"/> 国際交流会館 <input type="checkbox"/> 民間アパート <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> その他)
連絡先	電話番号: メールアドレス: ※県からお知らせ等を送付する場合がありますのでご了承ください。
学生区分	<input type="checkbox"/> 博士課程 <input type="checkbox"/> 修士課程 <input type="checkbox"/> 学部生 <input type="checkbox"/> 短大生 <input type="checkbox"/> 留学生別科 <input type="checkbox"/> 高等専門学校生 <input type="checkbox"/> 専修学校生
学部・学科名 (年次)	( 年次)
在学予定期間	入学 西暦 年 月 ~ 卒業(修了) 西暦 年 月まで
他の奨学金受給 又は貸与の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(第3条(6)アに該当する者) 県内企業への就職活動の意思	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(第3条(6)イに該当する者) 就職予定の 県内企業名	

上記の者は、受給者の要件を全て満たし、学業・人物ともに優れ、学習意欲や県内就職への意欲が豊富で、かつ、学業を継続する上で経済的援助を必要としていることが認められるので、山形県私費外国人留学生奨学金の受給者として推薦します。

令和 年 月 日

大学等の長名 \_\_\_\_\_

山形県私費外国人留学生奨学金  
口座振替申出書

山形県知事 殿

大学等名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金について、下記口座へ入金していただくよう  
申し出ます。

金融機関名							
本支店名							
預金種別 (該当するものに○)	普通 ・ 当座						
口座番号 (右詰め)							
フリガナ							
口座名義							

※ 通帳の表紙及び見開き (カナ口座名義記載ページ) の写しを添付すること

(受領を大学等へ委任する場合)

私に交付される山形県私費外国人留学生奨学金の受領及び返納について、下記の者に委任します。

令和 年 月 日

受領者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_



山形県知事 殿

大学等名  
大学等の長名

## 山形県私費外国人留学生奨学金受給候補者推薦書

令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金の受給候補者について、下記のとおり推薦します。

## 記

1 推薦者数 \_\_\_\_\_ 名

2 推薦者名簿

番号	氏名		国籍・地域	学部学科名	年次
	ローマ字表記	カタカナ表記			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 氏名のアイウエオ順に記載すること

※ 適宜行を削除及び追加すること

担当部署名：

担当者名：

Tel：

E-mail：

番 号  
令和 年 月 日

様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県私費外国人留学生奨学金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

なお、当該奨学金については、学生生活や就職活動等に必要な経費として活用してください。

記

- 1 奨学金の額 金 円
- 2 交付期間 年 月から 年 月まで
- 3 交付方法 年3回（10月下旬、1月下旬及び4月下旬）に分けて、10月下旬には給付総額の2分の1に相当する額を、1月下旬及び4月下旬には給付総額の4分の1に相当する額を申出の口座に振り込みます。
- 4 留意事項  
就職活動等の状況が低調である場合、奨学金の交付を停止する場合があります。

山形県私費外国人留学生奨学金  
就職活動等実績報告書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

大学等名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金交付要綱第8条の規定に基づき、就職活動等の実績を報告します。

1 実績報告期間（あてはまるものにチェックをつけてください）

第1四半期（4月～6月）

第2四半期（6月～9月）

第3四半期（9月～12月）

第4四半期（1月～3月）

2 期間中に行った県内企業への就職活動等の内容等（具体的に記載してください）

	月日	活動内容	興味を持った企業、感想など
1	/		
2	/		
3	/		
4	/		
5	/		
6	/		

※ 3つ以上記載することとし、欄が足りない場合は適宜追加すること。（第1四半期及び第2四半期分は、まとめて6つ以上記載し報告すること。）

※ 第3条（6）イに該当する者は、県内企業への就職活動等の内容等として、内定先の県内企業との連絡状況（内定者懇親会への参加等）を記入すること。

3 期間中に県内企業への就職活動等を3つ以上行うことができなかった場合、その理由

上記の報告内容に虚偽がないこと及び受給者が本学に在籍していることを確認しました。

令和 年 月 日

様式第7号

大学等の長名

山形県私費外国人留学生奨学金  
就職活動終了報告書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

大学等名

申請者氏名

令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金交付要綱第8条の規定に基づき、県内企業への就職が内定したことにより就職活動を終了したため報告します。

1 就職内定先の企業名

2 就職内定先の業種（あてはまるものにチェックをつけてください）

農林・水産業      漁業      鉱業      建設業      製造業

電気・ガス      運輸・通信業      卸売・小売・飲食業

金融・保険業      不動産業      サービス業      その他

3 就職内定の連絡を受け、就職活動を終了した時期

年 月 日

様式第8号

番 号  
令和 年 月 日

様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県私費外国人留学生奨学金交付停止通知書

令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり奨学金の交付を停止しますので通知します。

記

交付停止期間： 令和 年 月 ～ 令和 年 月

山形県知事 殿

大学等名  
大学等の長名

山形県私費外国人留学生奨学金受給者に係る届出書

下記の受給者について、令和6年度山形県私費外国人留学生奨学金交付要綱第11条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 受給者氏名

2 届出内容

- 奨学金の交付の辞退を申し出た。(第11条第1号に該当)
- 申請書の記載事項に虚偽が発見された。(第11条第2号に該当)
- 奨学金の受給資格を喪失した。(第11条第3号に該当)
- 退学し、転学し、休学し、又は、停学の処分を受けた。(第11条第4号に該当)
- 理由なく長期にわたって講義を欠席した。(第11条第5号に該当)
- その他受給者としてふさわしくない事実があった。(第11条第6号に該当)

届出内容の詳細

3 届出の事実が発生した日 年 月 日

番 号  
令和 年 月 日

様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県私費外国人留学生奨学金交付打切り通知書

令和 6 年度山形県私費外国人留学生奨学金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり奨学金の交付を打ち切りますので通知します。

記

打切り期日： 令和 年 月 日

理 由：